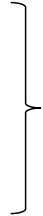


土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱

平成30年3月30日付け29農振第2308号
最終改正 令和5年4月1日付け4農振第3518号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事



殿

農林水産事務次官

第1 目的

土地改良施設突発事故復旧事業（以下「本事業」という。）は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

第2 通則

本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 定義

- 1 本事業の対象となる突発事故被害とは、法第2条第2項第5号に規定する土地改良施設の突発事故被害（突発事故による被害をいう。以下同じ。）をいう。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - (1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの
 - (2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの
 - (3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの
 - (4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの
 - (5) 維持工事として農村振興局長が別に定めるものによって復旧できる被害の程度が小さいもの
- 2 機能回復とは、突発事故により施設の効用が失われた場合において、当該土地改良施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するため必要な工

事を施行することをいう。

第4 事業内容

本事業の事業内容は、土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるもの（以下「突発事故復旧事業」という。）とする。

1 現地仮復旧

安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置

2 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置

3 緊急応急工事

前二項に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの

第5 事業の採択等

1 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は、法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む。以下同じ。）とする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。

2 本事業の実施要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。）がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農村振興局長が別に定める地域。）にあっては、おおむね10ヘクタール以上）のものであること。ただし、農村振興局長が別に定める場合にあっては、この限りではない。
- (2) 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- (3) 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

3 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合

とする。

4 本事業により行う工事の範囲

本事業により行う工事は、突発事故の発生した土地改良施設の復旧及び当該復旧に必要な工事とする。

5 効用を兼ねる施設に係る突発事故

2以上の農業上の効用を有する土地改良施設及び土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用とを兼ねる工作物（以下「兼用工作物」という。）に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 2以上の農業上の効用を有する土地改良施設については、最大の効用を有する土地改良施設の工種に係る突発事故復旧事業とする。
- (2) 兼用工作物については、原則として、当該工作物の突発事故復旧事業費を土地改良施設としての効用とそれ以外の用途としての効用との割合に応じて振分け、土地改良施設に係る金額の範囲内で行うものを土地改良施設に係る突発事故復旧事業とする。

6 他事業で計画又は施行中の区域内における突発事故

突発事故復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他事業」という。）の計画区域内で発生した事故に係る突発事故復旧事業を採択する場合には、突発事故の状況を勘案して他事業の計画を検討の上、突発事故復旧事業の内容を決定するものとする。

7 実施方針

都道府県知事は、本事業を実施しようとするときは、この要綱に定める範囲内において、実施要件や負担割合等の事項を記載した実施方針を策定することができる。

第6 事故報告

都道府県知事は、第5の1の施設において突発事故が発生し、本事業の実施が必要な場合には、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対し、事故発生後1週間以内に農村振興局長が別に定める様式により被害状況、被害額等を報告するものとする。

第7 事業の実施

- 1 第5の1の施設において突発事故が発生し、事業実施主体が本事業を実施するときは、応急工事計画（法第49条（第84条において準用する場合を含む。）及び第87条の5第1項（第96条の4において準用する場合を含む。）に規定

する応急工事計画をいう。)として農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類(以下「事業計画書等」という。)を、現地調査の上、速やかに作成しなければならない。

2 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 都道府県が事業を行う場合には、都道府県知事は、事業計画書等を事故発生後60日以内に地方農政局長に提出しなければならない。

(2) 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が事業を行う場合には、事業計画書等を事故発生後60日以内に都道府県知事に提出し、都道府県知事は、これを確認の上、地方農政局長に提出しなければならない。

(3) 都道府県知事は、事業計画書等を提出するときは、あらかじめ当該突発事故復旧事業の設計単価及び歩掛について、地方農政局長に協議し、その同意を得なければならない。

第8 事業費の決定及び通知等

1 地方農政局長等は、第7の規定により提出された事業計画書等を受理したときは内容を審査の上、当該突発事故復旧事業の事業費を決定し、農村振興局長が別に定める様式による採択通知書を交付して、その結果を都道府県知事(北海道にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事)に通知する。

2 1により通知を受けた都道府県知事は、当該事業計画書等の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、あらかじめ地方農政局長に協議し、その同意を得なければならない。

3 1により通知を受けた都道府県知事は、当該突発事故復旧事業を中止し、又は廃止したときは、農村振興局長が別に定めるところにより、その旨を地方農政局長に報告しなければならない。

第9 助成

1 国は、予算の範囲内で、第8に規定する事業費について、農村振興局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

2 助成を行う会計年度は、突発事故の発生した年の4月1日の属する会計年度とする。

3 国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。

第10 事業費目の内容

事業計画書等に計上する事業費の各費目の内容は、次に掲げるものとする。

1 本工事費

復旧工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については農村振興局長が別に定めるところによる。

2 附帯工事費

本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。

3 測量及び試験費

工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

4 用地費及び補償費

工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用とする。

5 船舶機械器具費

工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又は据え付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

第11 緊急応急工事

第4の3の緊急応急工事について、都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合は、農村振興局長が別に定めるところにより、第6から第8までに掲げる規定によらず、これを施行することができる。この場合において、緊急応急工事と認めるものは、写真その他の証拠書類等によって事故の状況及び工事の竣工並びに工事費の精算等が確認できるものに限るものとする。

第12 書類等の整備

1 都道府県知事は、本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる書類等を整備しなければならない。ただし、（5）から（9）までの書類については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は当該書類等を整備することを要しない。

（1）現金出納に関する帳簿

（2）経費の整理に関する帳簿

（3）負担金又は賦役の徴収を証明する帳簿

- (4) 出面を証明する帳簿
- (5) 工事用資材等の検収及び受払いを証明する帳簿
- (6) 工事日誌
- (7) 工事の出来高を証明する帳簿
- (8) 工事の施行を示す写真
- (9) その他工事の施行を証明する書類

2 都道府県知事は、間接事業を行う場合に制定する補助金交付規定に、間接事業に係る突発事故復旧事業を行う者は前項に準ずる書類等を整備しなければならない旨の規定を設けるものとする。

第13 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第14 その他

この要綱の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。